

熊本県犯罪の起きにくい安全安心まちづくり条例をここに公布する。

平成17年7月1日

熊本県知事 潮谷 義子

熊本県条例第49号

熊本県犯罪の起きにくい安全安心まちづくり条例

(目的)

第1条 この条例は、県民の生命、身体又は財産に危害を及ぼす犯罪の防止に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪の起きにくい安全安心まちづくり(地域社会における県民、事業者及びこれらの者が組織する団体(以下「県民等」という。))による犯罪の防止のための活動並びに犯罪の防止に配慮した生活環境の整備をいう。以下「犯罪の起きにくいまちづくり」という。)の基本となる事項を定めることにより、犯罪の起きにくいまちづくりを推進し、もって子どもから高齢者まですべての県民が安全で安心して暮らすことができる社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 犯罪の起きにくいまちづくりは、地域の実態に応じた県民等による犯罪の防止のための自主的な活動を通じて、地域社会における県民が連帯を強め、相互に支え合う地域社会の形成を図るという考え方により進められなければならない。

2 犯罪の起きにくいまちづくりは、県、市町村及び県民等が適切な役割に応じて、相互に連携し、及び協働するという考え方により進められなければならない。

(県の責務)

第3条 県は、前条に定める犯罪の起きにくいまちづくりについての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、犯罪の起きにくいまちづくりに関する総合的な施策を実施する責務を有する。

2 県は、前項の施策の実施に当たっては、国及び市町村との連絡調整を緊密に行うものとする。

3 県は、犯罪の起きにくいまちづくりの推進における市町村の役割の重要性にかんがみ、市町村が実施する犯罪の起きにくいまちづくりに関する施策に対し、必要な協力及び支援を行うものとする。

(県民の責務)

第4条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪の起きにくいまちづくりについての理解を深め、日常生活における自らの安全の確保に努めるとともに、県が実施する犯罪の起きにくいまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪の起きにくいまちづくりについての理解を

深め、その所有し、又は管理する施設及びその事業活動に関し、安全の確保に努めるとともに、県が実施する犯罪の起きにくいまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第6条 県は、市町村及び県民等と連携し、及び協働して、犯罪の起きにくいまちづくりを推進するための体制の整備に努めるものとする。

(啓発活動)

第7条 県は、犯罪の起きにくいまちづくりについて、県民等への広報その他の啓発活動を推進するとともに、防犯意識を高めるための施策を推進するものとする。

(県民等の自主活動に対する支援)

第8条 県は、犯罪の起きにくいまちづくりにおける県民等の自主的な活動及び相互の連携が促進されるよう、必要な助言その他の支援を行うものとする。

2 県は、犯罪の起きにくいまちづくりにおける県民等の自主的な活動を支える指導者の育成に努めるものとする。

(情報の提供)

第9条 県は、県民等が地域における自主的な活動を推進できるよう、犯罪の発生状況、犯罪の防止に効果的な取組事例その他の必要な情報の提供を行うものとする。

(子どもの非行防止)

第10条 県は、子どもが規範意識を持ち、健全な社会生活を営むことができるよう、家庭教育の充実のための啓発活動を推進するものとする。

2 県は、学校及び県民等と連携し、学校での教育活動、地域での奉仕活動及び体験活動その他の子どもの健全な育成を図るための活動を通じて、子どもの非行の防止に努めるものとする。

(子どもに対する安全教育の充実等)

第11条 県は、子どもが犯罪に遭わないようにするための安全教育の充実その他の安全の確保の施策を推進するものとする。

(学校等における安全の確保)

第12条 学校及び児童福祉施設(以下「学校等」という。)を設置し、又は管理する者は、子どもの保護者、地域住民及び学校等の所在する地域を管轄する警察署長と連携し、及び協働して、学校等における子どもの安全の確保に努めるものとする。

2 県は、学校等を設置し、又は管理する者に対し、当該学校等における安全の確保のための必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

(通学路等の安全の確保)

第13条 通学、通園等の用に供されている道路、子どもが日常的に利用している公園、

広場等(以下「通学路等」という。)を設置し、又は管理する者、子どもの保護者、学校等を設置し、又は管理する者、地域住民及び通学路等の所在する地域を管轄する警察署長は、相互に連携して、当該通学路等における子どもの安全の確保に努めるものとする。

2 県民は、通学路等において、子どもが危害を受けていると認められる場合又は危害を受けるおそれがあると認められる場合には、警察官への通報、避難誘導その他必要な処置を行うよう努めるものとする。

(高齢者、障害者等の安全の確保)

第14条 県は、高齢者、障害者その他特に防犯上の配慮を要する者(以下「高齢者、障害者等」という。)が犯罪に遭わないようにするため、防犯に関する学習の機会を充実させるとともに、高齢者、障害者等の日常生活の支援に関わる者に対する必要な情報の提供その他の支援を行うものとする。

(防犯に配慮した施設等の整備等)

第15条 道路、公園、自動車駐車場、自転車駐車場、共同住宅その他特に防犯上の配慮を要する施設(以下「施設等」という。)を設置し、管理し、又は所有する者は、防犯に配慮した構造又は設備を有する施設等を整備し、防犯に配慮した管理を行うよう努めるものとする。

2 県は、施設等を設置し、管理し、又は所有する者に対し、必要な情報の提供、助言その他の支援を行い、防犯に配慮した施設等の普及の促進に努めるものとする。

(防犯に配慮した商業施設の整備等)

第16条 深夜(午後10時から翌日の午前6時までの間をいう。)において営業する店舗で小売業を営む者、大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗において事業を営む者その他特に防犯上の配慮を要する商業施設において事業を営む者は、防犯に配慮した構造又は設備を有する商業施設を整備し、防犯に配慮した管理を行うよう努めるものとする。

2 県は、前項に掲げる者に対し、犯罪の発生状況その他必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。